

勝浦町最低制限価格制度事務取扱要領新旧対照表		
改正案	現行	備考
<p>勝浦町最低制限価格制度事務取扱要領</p> <p>令和2年6月23日 訓令第6号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、勝浦町が発注する建設工事等について、極端な低入札による受注を防止するため、最低制限価格制度の事務取扱に当たり、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(最低制限価格設定の対象工事等)</p> <p>第2条 本制度の対象は、勝浦町が入札に付する全ての建設工事のほか別紙に定める業務とする。ただし、総合評価落札方式による一般競争入札で実施する建設工事等については低入札価格調査制度を用いる。</p> <p>(最低制限価格の算定方法)</p> <p>第3条 最低制限価格は、別紙により算出するものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第4条 この訓令に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し、必要な事項は別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、令達の日から施行し、令和2年6月23日以降に入札公告及び指名通知を行う建設工事等から適用する。</p> <p>附 則 (令和2年11月4日訓令第7号)</p> <p>この訓令は、令達の日から施行する。</p>	<p>勝浦町最低制限価格制度事務取扱要領</p> <p>令和2年6月23日 訓令第6号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、勝浦町が発注する建設工事等について、極端な低入札による受注を防止するため、最低制限価格制度の事務取扱に当たり、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(最低制限価格設定の対象工事等)</p> <p>第2条 本制度の対象は、勝浦町が入札に付する全ての建設工事のほか別紙に定める業務とする。ただし、総合評価落札方式による一般競争入札で実施する建設工事等については低入札価格調査制度を用いる。</p> <p>(最低制限価格の算定方法)</p> <p>第3条 最低制限価格は、別紙により算出するものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第4条 この訓令に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し、必要な事項は別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、令達の日から施行し、令和2年6月23日以降に入札公告及び指名通知を行う建設工事等から適用する。</p> <p>附 則 (令和2年11月4日訓令第7号)</p> <p>この訓令は、令達の日から施行する。</p>	

<p>附 則（令和4年 月 日訓令第 号）</p> <p>この訓令は、令達の日から施行し、令和4年5月1日以降に入札公告及び指名通知を行う建設工事等から適用する。</p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">最低制限価格の設定等について</p> <p>1 最低制限価格設定の対象工事等</p> <p>総合評価落札方式による一般競争入札以外で実施する建設工事及び次の各号に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 測量</p> <p>(2) 地質調査</p> <p>(3) 屋外での作業を主とする維持管理業務</p> <p>(4) 土木関係建設コンサルタント業務</p> <p>(5) 建築関係建設コンサルタント業務</p> <p>(6) 公共嘱託登記土地家屋調査士業務</p> <p>(7) 補償関係建設コンサルタント業務</p> <p>2 最低制限価格の算出方法</p> <p>(1) 建設工事の最低制限価格（税抜き）の算出については、次の式による。なお、最低制限価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>「最低制限価格（税抜き）＝最低制限基本価格（税抜き）×ランダム係数」</p> <p>最低制限基本価格（税抜き）の算出については、次のア～ウの式によるものとし、ランダム係数の算出については別に定める。なお、最低制限基本価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">最低制限価格の設定等について</p> <p>1 最低制限価格設定の対象工事等</p> <p>総合評価落札方式による一般競争入札以外で実施する建設工事及び次の各号に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 測量</p> <p>(2) 地質調査</p> <p>(3) 屋外での作業を主とする維持管理業務</p> <p>(4) 土木関係建設コンサルタント業務</p> <p>(5) 建築関係建設コンサルタント業務</p> <p>(6) 公共嘱託登記土地家屋調査士業務</p> <p>(7) 補償関係建設コンサルタント業務</p> <p>2 最低制限価格の算出方法</p> <p>(1) 建設工事の最低制限価格（税抜き）の算出については、次の式による。なお、最低制限価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>「最低制限価格（税抜き）＝最低制限基本価格（税抜き）×ランダム係数」</p> <p>最低制限基本価格（税抜き）の算出については、次のア～ウの式によるものとし、ランダム係数の算出については別に定める。なお、最低制限基本価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未</p>	<p>追加</p>
---	---	-----------

<p>満を切り捨てるものとする。ただし、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の 9.2/10 を超える場合は、予定価格の 9.2/10 を最低制限基本価格とし、予定価格の 7.5/10 に満たない場合は予定価格の 7.5/10 を最低制限基本価格とする。</p> <p>ア 土木工事、電気通信設備工事、機械設備工事及び冷暖房衛生設備工事</p> <p>「直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+<u>一般管理費等×0.68</u>」</p> <p>イ 建築関係工事</p> <p>「(直接工事費×0.9)×0.97+共通仮設費×0.9+(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.9+<u>一般管理費等×0.68</u>」</p> <p>ウ 積算体系が2種以上の工事内容からなる工事については、その主たる工種の算式で算定する。</p> <p>(2) 1(1)~(7)の業務委託の最低制限価格（税抜き）の算出については、次の式による。なお、最低制限価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>「最低制限価格（税抜き）=最低制限基本価格（税抜き）×ランダム係数」</p> <p>最低制限基本価格（税抜き）の算出については、次のア~キの式によるものとし、ランダム係数の算出については別に定める。なお、最低制限基本価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとするが、最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の 2/3 である場合は千円未満を切り上げる。ただし、ア、イ及びカの業務においては、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の 8.5/10 を超える場合は予定価格の 8.5/</p>	<p>満を切り捨てるものとする。ただし、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の 9.2/10 を超える場合は、予定価格の 9.2/10 を最低制限基本価格とし、予定価格の 7.5/10 に満たない場合は予定価格の 7.5/10 を最低制限基本価格とする。</p> <p>ア 土木工事、電気通信設備工事、機械設備工事及び冷暖房衛生設備工事</p> <p>「直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.55」</p> <p>イ 建築関係工事</p> <p>「(直接工事費×0.9)×0.97+共通仮設費×0.9+(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.9+一般管理費等×0.55」</p> <p>ウ 積算体系が2種以上の工事内容からなる工事については、その主たる工種の算式で算定する。</p> <p>(2) 1(1)~(7)の業務委託の最低制限価格（税抜き）の算出については、次の式による。なお、最低制限価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>「最低制限価格（税抜き）=最低制限基本価格（税抜き）×ランダム係数」</p> <p>最低制限基本価格（税抜き）の算出については、次のア~キの式によるものとし、ランダム係数の算出については別に定める。なお、最低制限基本価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとするが、最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の 2/3 である場合は千円未満を切り上げる。ただし、ア、イ及びカの業務においては、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の 8.5/10 を超える場合は予定価格の 8.5/</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>
--	--	---------------------

<p>10 を、予定価格の 2/3 に満たない場合は予定価格の 2/3 を最低制限基本価格とし、ウの業務においては、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の 9.2/10 を超える場合は予定価格の 9.2/10 を、予定価格の 7.5/10 に満たない場合は予定価格の 7.5/10 を最低制限基本価格とし、エ、オ及びキの業務においては、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の 8/10 を超える場合は予定価格の 8/10 を、予定価格の 2/3 に満たない場合は予定価格の 2/3 を最低制限基本価格とする。</p> <p>ア 測量 「直接測量費+測量調査費+諸経費×0.55」</p> <p>イ 地質調査 「直接調査費+間接調査費×0.9+解析等調査業務費×0.8+諸経費×0.6」</p> <p>ウ 屋外での作業を主とする維持管理業務 「直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+<u>一般管理費等×0.68</u>」</p> <p>エ 土木関係建設コンサルタント業務 「直接人件費+直接経費+その他原価×0.9+一般管理費等×0.48」</p> <p>オ 建築関係建設コンサルタント業務 「直接人件費+特別経費+技術料等経費×0.6+諸経費×0.6」</p> <p>カ 公共嘱託登記土地家屋調査士業務 「直接人件費+諸経費×0.3」</p> <p>キ 補償関係建設コンサルタント業務 「直接人件費+直接経費+その他原価×0.9+一般管理費等×0.45」</p>	<p>10 を、予定価格の 2/3 に満たない場合は予定価格の 2/3 を最低制限基本価格とし、ウの業務においては、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の 9.2/10 を超える場合は予定価格の 9.2/10 を、予定価格の 7.5/10 に満たない場合は予定価格の 7.5/10 を最低制限基本価格とし、エ、オ及びキの業務においては、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の 8/10 を超える場合は予定価格の 8/10 を、予定価格の 2/3 に満たない場合は予定価格の 2/3 を最低制限基本価格とする。</p> <p>ア 測量 「直接測量費+測量調査費+諸経費×0.55」</p> <p>イ 地質調査 「直接調査費+間接調査費×0.9+解析等調査業務費×0.8+諸経費×0.6」</p> <p>ウ 屋外での作業を主とする維持管理業務 「直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.55」</p> <p>エ 土木関係建設コンサルタント業務 「直接人件費+直接経費+その他原価×0.9+一般管理費等×0.48」</p> <p>オ 建築関係建設コンサルタント業務 「直接人件費+特別経費+技術料等経費×0.6+諸経費×0.6」</p> <p>カ 公共嘱託登記土地家屋調査士業務 「直接人件費+諸経費×0.3」</p> <p>キ 補償関係建設コンサルタント業務 「直接人件費+直接経費+その他原価×0.9+一般管理費等×0.45」</p>	<p>改正</p>
---	--	-----------

